

2022年10月1日以降始期契約用

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

ヨット・モーターボート総合保険を
ご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

*保険申込書への記名・押印(または署名)は、この
書面の受領印を兼ねています。

この書面ではヨット・モーターボート総合保険契約に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
ご契約の内容は、普通保険約款・特約(特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。)によって定まります。この書面は、ご契約内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします(特約書・覚書等は除きます。)。事前に必要な場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

*この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管してください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

契約概要

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

(注1)ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(注2)契約内容に応じて任意にセットできる特約です。

② 補償内容

■ 被保険者

契約概要

この保険契約により補償を受けられる方をいいます。被保険者の範囲については普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

主な補償項目について、保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
船体条項	沈没・座礁・座洲・衝突・火災・爆発・盗難その他偶然な事故によって被保険船舶(注)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 (注)保険の対象である船舶をいい、被保険船舶には、これに定着または装備されている標準機器・装備品および保険証券に明記された付属機器・装備品を含みません。燃料、食料品その他消耗品は被保険船舶に含まれません。
賠償責任条項	被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※この保険は上記の2つの補償項目と各種特約からなり、これらのうちからお客さまが必要な補償項目を選択してご契約いただくこととなっております。船体条項または賠償責任条項のいずれかは、必ずご契約いただく必要があります。

■ お支払いする主な保険金

契約概要

注意喚起情報

お支払いする主な保険金は次のとおりです。ただし、セットされる特約によりその他の保険金を支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

船体条項	船体保険金	船体保険金
		<p>次の算式による保険金をお支払いします。ただし、船体保険金額または保険価額(注1)のいずれか低い額を限度とします。</p> $\text{船体保険金} = (\text{損害の額(注2)} - \text{免責金額(注3)}) \times \frac{\text{船体保険金額(注4)}}{\text{保険価額}}$ <p>(注1)保険価額とは、損害の生じた地および時における被保険船舶の価額※1をいいます。</p> <p>※1 被保険船舶の価額 再調達価額※2から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額※3を差し引いた額をいいます。ただし、被保険船舶が商品・製品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額※4をいいます。</p> <p>※2 再調達価額 被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>※3 減価額 被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>※4 再作成または再取得するのに要する額 再作成または再取得するのに要する額がその被保険船舶の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。</p>

船体保険金

(注2) 損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた被保険船舶を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{r} \text{損害の額} = \text{修理費}^{\ast 1} + \text{費用}^{\ast 2} - \\ \text{修理によって被保険船舶全体として} \\ \text{価額が増加した場合はその増加額}^{\ast 3} \quad - \quad \text{修理に伴って生じた残存} \\ \text{物がある場合は、その価額} \end{array}$$

※1 修理費

修理費とは、次の合計額をいいます。

① 修理費

損害が生じた地および時において、被保険船舶を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険船舶の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるとき、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

② 曳航・運搬費用・仮修理費用

当社が船体保険金を支払うべき損害を被った被保険船舶を損害発生の地から最寄りの修理工場または当社が指定する場所まで曳航または運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用をいいます。

※2 費用

費用とは保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいい、収入の喪失は含みません。

① 損害防止費用

事故が発生した場合の損害または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

② 権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をする場合にその権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

③ 盗難引取費用

盗難にあった被保険船舶を引き取るために必要であった費用のうち、曳航・運搬費用以外の費用をいいます。

※3 増加額

被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 全損の場合には、免責金額を差し引きません。

(注4) 船体保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

当社が、支払うべき賠償保険金の額は、次の①から④までの合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。

また、上記のほかに⑤の費用の全額をお支払いします。ただし、1回の事故につき①の損害賠償金の額が、賠償責任保険金額を超える場合には、賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合を⑤の費用に乘じた額をお支払いします。

賠償保険金

賠償保険金

① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等をいいます。また、判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

② 損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

③ 権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をする場合にその権利を保全および行使するために必要な手続きに要した費用をいいます。

④ 緊急措置費用

事故が発生した場合において、損害発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

⑤ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

■ 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**
次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

【共通】

- ・保険料をお払込みいただく前に生じた事故（「初回保険料口座振替特約」等、保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。）
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害およびこれらに伴って生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに伴って生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害およびこれらに伴って生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
- ・被保険船舶が補償地域外にある間に生じた事故。ただし、被保険船舶の補償地域からの離脱が切迫した危険を避けるためもしくは人命を救助するためである場合は、その間に生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

【船体条項】

・次のいずれかの方による故意による損害

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）

- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
- ③ ①および②に定める方の法定代理人
- ④ ①および②に定める方の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める方の同居の親族。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき方に保険金を取得させる目的でなかった場合は船体保険金をお支払いします。
- ・差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合は船体保険金をお支払いします。
- ・詐欺または横領による損害
- ・被保険船舶の欠陥(保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見することのできなかった欠陥を除きます。)、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
- ・故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電氣的または機械的損害をいいます。)
- ・エンジンの盗難。ただし、船体とともに盗取された場合、または艇庫内に保管されている間もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に生じた場合は船体保険金をお支払いします。
- ・次のいずれかに該当する方が酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に生じた損害
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)
 - ③ ①および②に定める方の法定代理人
 - ④ ①および②に定める方の業務に従事中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める方の同居の親族
- ・風災または水災その他これらに類似の自然変象によって生じた損害もしくはこれらに随伴して生じた損害。ただし、被保険船舶が航海中に、または艇庫内に保管されている間、もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に生じた場合は船体保険金をお支払いします。
- ・被保険船舶のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、被保険船舶ごとに、その被保険船舶が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピンネーカーおよびストームジブ等のすべてのセールをいいます。)に生じた損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合は船体保険金をお支払いします。
- ・プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどのドライブユニット(船外機についてはローユニット)に生じた損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合は船体保険金をお支払いします。
- ・エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害

- ・ご契約の申込日以前に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故による損害(ただし、このご契約が継続契約である場合は保険金をお支払いします。)
 - 【賠償責任条項】**
 - ・保険契約者、記名被保険者(保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人の故意によって生じた損害
 - ・記名被保険者(保険証券記載の被保険者をいいます。)以外の被保険者の故意によって生じた損害。ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
 - ・被保険船舶に搭乗している方に対する損害賠償責任
 - ・被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損につき、その財物に対して正当な権利を有する方に対する損害賠償責任
 - ・被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その特別の約定によって加重された損害賠償責任
 - 【搭乗者傷害危険補償特約】**
 - ・被保険者の故意または重大な過失によって、その被保険者に生じた傷害
 - ・酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合に、その被保険者に生じた傷害
 - ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その被保険者に生じた傷害
 - ・傷害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
 - ・平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、リンぼせんえん、はいけつしやう、はしやうみょう、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。)
 - ・被保険船舶の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ない者によって、被保険船舶が操縦されている間に生じた傷害
 - ・被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - ・被保険者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)。ただし、入浴中の溺水が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金をお支払いします。
 - ・被保険者の誤嚥(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。)によって生じた肺炎
 - 【捜索救助費用補償特約】**
 - ・被保険者の故意によって生じた、その被保険者にかかわる損害
 - ・被保険者が酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかわる損害
 - ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる損害
 - ・被保険船舶の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ない者によって、被保険船舶が操縦された場合に生じた損害
- ※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約で必ずご確認ください。

③セットできる主な特約 契約概要

セットできる主な特約は次のとおりです。その他補償内容を拡大または削減する特約があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
搭乗者傷害危険補償特約	被保険船舶に搭乗している方が、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。
搜索救助費用補償特約	被保険船舶に搭乗している方が遭難(行方不明を含みます。)したことによって、その搜索、救出または移送する活動に対して搜索費用を支出した場合に、保険金をお支払いする特約です。
協定保険価額特約	船体条項にセットします。 契約時に被保険船舶の評価額を協定し、評価額に基づいて船体保険金額を設定します。事故の発生時に時価額を基準に算出した実損害額が支払われ、比例てん補(注)の適用はありません。 (注)損害の額に船体保険金額の保険価額に対する割合を乗じて保険金を支払う方式をいいます。
対人賠償のみ補償特約	賠償責任条項の補償の範囲を削減し他人にケガをさせたこと等により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限定して、保険金等をお支払いする特約です。

④保険金額 契約概要 注意喚起情報

保険金額(または支払限度額)とは、この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。保険金額の適用の詳細は「②補償内容 ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額・支払限度額、免責金額(注)につきましては、保険申込書の「保険金額」欄、「免責金額」欄および普通保険約款・特約でご確認ください。
(注)免責金額とは、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、船体保険金額は被保険船舶の保険価額いっぱい設定してください。船体保険金額が被保険船舶の保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いになることがあります。

⑤保険期間・補償の開始時期 契約概要 注意喚起情報

■ 保険期間

保険期間は1年間となります。保険期間を1年未満または1年超とする場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

■ 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合(注)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。

保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注)保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(4)保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

(2) 保険料

契約概要

保険料(注)は、保険金額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。なお、特に定める場合を除き、1つのご契約における最低保険料は5,000円となります。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(3) 保険料の払込方法

契約概要注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます ×:選択できません

主な払込方法	一般分割払(注1)	大口分割払(注2)	一時払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
請求書払	×	×	○

(注1)一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2)一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約等の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報


① クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、下記のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 質権が設定されたご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

 220-0011
神奈川県横浜市 西区高島 1-2-5 横浜ゲートタワー 20 階
三井住友海上火災保険 株式会社
お客さまデスク クーリングオフ 係

裏面〔記載事項〕

- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②保険契約者のご住所・ご署名・お電話番号
- ③ご契約のお申込日
- ④お申込みされた保険の種類
- ⑤証券番号または領収証番号
- ⑥ご契約の代理店・扱者名、仲立人名
- ⑦ご契約の取扱営業店名

② お申しいただける期間

ご契約のお申込日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。
※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

③ お申出の方法

前記期間以内に必ず、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を当社(お客さまデスク クーリングオフ係)へ郵送(8日以内の消印有効)してください。

※代理店・扱者、仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

④ クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および代理店・扱者、仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記②のとおり、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

(3) ご契約時にご注意いただきたいこと

① 保険料領収証の発行

保険料を払い込んでいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。^(注)

(注)保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払、請求書払等の場合には発行されません。

② 保険料算出のための確認資料

ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料を当社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

注意喚起情報

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には遅滞なく代理店・扱者または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 被保険船舶の用途を変更した場合
 - 保険証券に記載した被保険船舶の保管場所を変更した場合
- 等

通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、当社の取り扱う他の商品でお引受けできる場合は、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- 被保険船舶である船舶の保管場所が日本国外となった場合
 - 総トン数が20トン以上となるモーターボートで次の要件のいずれか一つでも満たさなくなった場合
 - ・一人で操縦を行う構造である
 - ・長さが24メートル未満である
 - ・スポーツやレクリエーションのみに用いる
- 等

また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または当社にご通知ください。

- 被保険船舶を売却、譲渡する場合
 - 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
 - ご契約後に被保険船舶の価額が著しく減少した場合
 - 上記のほか、特約の追加等契約条件を変更する場合
- 等

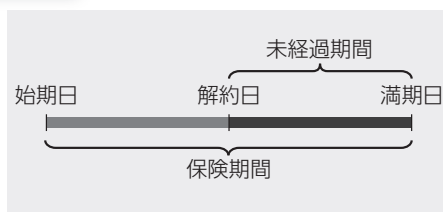
(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。
- 保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

(3) 失効について

注意喚起情報

保険契約者または被保険者が被保険船舶を譲渡した場合(注1)または被保険船舶の全部が失われた場合(注2)は、船体条項は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における船体条項が終了した場合を除きます。

(4) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。

(5) 船体保険金支払後の保険契約

船体保険金として支払うべき損害が全損である場合は、船体条項は事故発生時に終了します。なお、船体保険金のお支払額が1回の事故につき船体保険金額に相当する額に達しない限り、船体保険金のお支払いが何回あっても船体保険金額は減額されずに船体条項は満期日まで有効です。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(5) ご契約条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された船体保険金額が被保険船舶の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。ただし、超過する部分について取り消すことができない旨を規定した特約をセットした場合を除きます。

(8) 事故が発生した場合の手続

① 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または当社にご連絡ください。

- ①ケガ人の救護(救急車は119番)
- ②海上における事件・事故の海上保安庁への緊急通報(118番)
- ③損害の発生および拡大の防止 ④盗難事故の場合、警察へ連絡(警察は110番)
- ⑤相手の確認 ⑥目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く
24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

② 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は代理店・扱者または当社にご相談ください。

*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

*2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	船体 条項	賠償責任 条項	搭乗者 傷害危険 補償特約	捜索救助 費用 補償特約
① 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	○	○	○	○
② 当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびそれに類する書類* ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書・所轄官署の発行する証明書・船舶所有者からの使用許諾が確認できる書類・航海日誌	○	○	○	○
③ 被保険船舶の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ア. 被保険船舶の価額を確認する書類	売買契約書、取得時の領収証、図面・仕様書、小型船舶登録証明書・船籍票、船舶検査証書、船舶検査手帳	○	—	—	—
イ. 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書				

④ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ア. 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本				
イ. 他人の財物の滅失、破損もしくは汚損の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収証、決算書類、事故前後の売上計画・実績、小型船舶登録証明書・船籍票・船舶検査証書、船舶検査手帳				
ウ. アおよびイのほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類		—	○	—	—
エ. 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書				
オ. 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	当社所定の権利移転証(兼)念書				
⑤ 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ア. 死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本				
イ. 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類	—	—	○	—
ウ. その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	当社所定の診断書、診療状況申告書、当社所定の同意書				

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	船体 条項	賠償責任 条項	搭乗者 傷害危険 補償特約	捜索救助 費用 補償特約
⑥被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士等の費用が確認できる書類・明細書	—	○	—	—
⑦その他必要に応じて当社が求める書類					
ア. 保険証券					
イ. 被保険船舶、保険金の支払対象となる船舶等であることを確認する書類	小型船舶登録証明書・船籍票、売買契約書				
ウ. 保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本				
エ. 損害が生じた物の所有者(所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。)を確認する書類	小型船舶登録証明書・船籍票、賃貸借・リース・レンタル契約書	○	○	○	○
オ. 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、当社所定の保険金直接支払指図書/証				
カ. 当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	調査に関する同意書				
キ. 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知				

■当社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

③示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険に関するご相談・苦情・
お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277

(無料)

チャットサポートなどの
各種サービス

こちらから
アクセスできます。



<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

指定紛争解決機関 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)